

## 令和4年度リフォーム支援事業 ― 事業者説明会Q & A

**Q 1 雨どいの修繕の際、火災保険を使用して修繕する場合は、対象となるか。**

A 1 申請者から施工者に対して行われる工事代金の支払いのうち、申請者負担額が税込 33 万円以上となる場合には、対象となります。

ただし、本事業においては、工事完了報告時に申請者から施工者への工事代金の支払いが確認できる書類の添付が必要となります。

保険金が修繕を行った施工者へ直接支払われる場合においては、申請者と保険会社との関係性（金銭の授受）が分かる書類及び保険会社と施工者との関係性（金銭の授受）が分かる書類の添付が必要となります。

**Q 2 テラスの屋根等を家屋の外壁にビス留めする場合は、対象となるか。**

A 2 住宅と一体の形態であれば、対象となります。

**Q 3 ホームページ等で、申込件数の速報は開示されるか。**

A 3 市及び建築住宅センターのホームページにおいて、週に 2 回程度のペースで速報値を開示する予定となっております。

**Q 4 代理申請の場合でも郵送のみの申請となるのか。**

A 4 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、郵送での申請をお願いしております。

**Q 5 契約日が5月中の工事であっても対象となるのか。**

A 5 契約書などに記載されている施工日が6月1日以降かつ申請日以降であれば、契約日が5月中のものであっても対象となります。

**Q 6 契約書に記載の工期と実際の施工期間に差異がある場合でも対象となるか。**

A 6 契約書に記載の工期内に、実際の施工期間が含まれる場合であれば、対象となります。

なお、天候不良等により、当初見込んでいた施工期間に遅れが生じ、契約書に記載の工期内に、実際の施工期間が含まれなくなる場合であっても、変更承認申請等の所定の手続きを行うことにより、対象となる場合があります。

**Q 7 見積書の内訳のうち、諸経費・一般管理費・現場経費・施工管理費は、対象工事費に含まれるか。**

A 7 対象工事費に含まれます。

ただし、直接工事費に対象工事費と対象外工事費が含まれている場合には、諸経費等についても、直接工事費のうち対象工事費の分の割合を乗じて得られた金額を対象経費として、申請することが可能です。

**Q 8 浴槽の交換工事の際に、タイル工事や給排水工事が含まれる場合は、対象となるか。**

A 8 対象となります。

ただし、交換する浴槽が置くタイプ（独立式）の浴槽である場合、対象外となります。

**Q 9 ウッドデッキを解体し、新たに作り変える工事は対象となるか。**

A 9 住宅の構造体の一部であるウッドデッキの場合は、対象となります。

**Q 10 給湯器の更新を含めた給水給湯配管改善工事において、給湯器の更新代金も対象工事費に含まれるか。**

A 10 当該工事が単に給湯器の入れ替えに伴う給水給湯配管の繋ぎ変え工事である場合には、対象外となります。

ただし、給湯器の入れ替えに併せて、水栓方式の変更が行われるなど、比較的大掛かりな配管工事を伴う場合には、給湯器の代金を含めて対象となります。

**Q 11 商品券の使用期間を発行日から6か月間に出来ないか。**

A 11 本事業において、申請者へ支給する商品券「スマートSANS A」の発行期日は、令和4年6月1日（水）となっております。

なお、当該商品券は、第三者発行型の商品券であり、資金決済法上の制約により発行期日から6か月以上の使用が認められておりませんので、ご理解いただきますようお願い致します。